

# 平成14年度 随時監査報告書

(特別養護老人ホームの施設整備等に係る補助金について)

東京都監査委員



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 14 年度随時監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成 14 年 8 月 7 日

東京都監査委員	山 本	賢太郎
同	鈴 木	貫太郎
同	横 山	樹
同	藤 原	房 子



# 目 次

第 1	監査の実施	1
1	監査の実施	1
2	監査対象の概要	1
( 1 )	特別養護老人ホームの施設整備等に係る補助金について	1
( 2 )	特養ホームの開設手続について	1
第 2	監査の範囲及び監査期間	7
1	監査の範囲	7
2	監査期間	7
3	監査対象局	7
4	関係人調査	7
第 3	監査の結果	7
1	手続に關与する設計業者について	7
2	協議書の審査について	8
3	自己資金の確保について	10
4	特養ホーム設置に係わる工事請負業者の選定等について	10
5	工事請負契約の適正化について	11



## 第1 監査の実施

### 1 監査の実施

本監査は、社会福祉法人に対する「老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助」に係る国庫補助金の不正受給事件についての報道があったことから、今回の事件と同種の国庫補助金に係る国庫補助申請等に関する事務処理について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第5項に基づき、実施したものである。

### 2 監査対象の概要

#### （1）特別養護老人ホームの施設整備等に係る補助金について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）によれば、特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）を設置できる者（以下「設置者」という。）は、都道府県とされており、それ以外は区市町村又は社会福祉法人とされている。

急速に進む高齢社会において、特養ホームの整備促進が求められており、都は、その多くを社会福祉法人にゆだねているが、その整備には多額の費用を要することなどから、設置者の負担の軽減を図るため、国庫補助額に都の補助額を上乗せして補助（補助率4分の3について、国：4分の2、都：4分の1を補助する。）をしている。

補助金額については、主体工事費、冷暖房工事費、昇降機工事費等の種目ごとに区分し、種目ごとの対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、少ない方の額に補助率4分の3を乗じて算定された額を交付することとしている。

また、都は、施設の設置者が、特養ホームを設置するために土地を購入した場合は、土地取得に要する費用に対しても、単独で補助を行っている（特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンター設置促進特別助成に係る補助金。以下「用地費補助」という。）が、その補助金額については、建設用地取得費用と都による建設用地評価額とを比較して、少ない方の額に補助率4分の3を乗じて算定された額を交付することとしている。

#### （2）特養ホームの開設手続について

社会福祉法人が特養ホームを整備する場合は、その準備から施設のしゅん工までに、通常3か年を要しており、施設の開設は、しゅん工年度の翌年度の4月1日となるのが基本的なケースであるが、その概略は次のとおりである。

なお、各年度における事務処理は、図1及び図2のとおりである。

## ア 第1年度

新たに社会福祉法人を設立する者（以下「新設法人」という。）が、特養ホームを建設する場合には、新設法人の役員予定者を中心とした設立準備委員会を設置し、特養ホームの基本構想、特養ホームの名称等、理事候補者の選定・評議委員会の設置、建設予定地となる区市町村との協議、都への申請協議に関する事、などについて特養ホームの設置に向けた検討を行う。

また、設置者は、建物の整備費に対する国庫補助を受けるため、その協議に必要となる施設整備費補助協議書（以下「協議書」という。）の基となる計画書を作成し、計画書を福祉局（以下「局」という。）に提出した後、建物の基本設計を行うとともに、その建物を建設する用地（以下「建設用地」という。）を確定し、計画書及び基本設計に基づき協議書を作成する。

局は、提出された計画書、協議書について、特別養護老人ホーム等施設整備費補助対象法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会（以下「法人審査会」という。）で、それぞれ2回ずつ審査を行う（第1回は特別養護老人ホーム等施設整備基本指針等について、第2回は協議書について審査を行う。）こととしている。そして、第2回目の法人審査会において、「適」とされた設置者について、国の審査・協議を受けるため、協議書を国へ提出することとなる。

## イ 第2年度

設置者は、都の補助内示（国の内示額に、都の補助額を上乗せした額を内示する。）を受け、建物の実施設計を行い、社会福祉法人の設立認可（既設法人は、当該手続の必要がない。）が得られた後、建物工事の入札手続きを行い、工事請負契約を締結し工事に着手する。

工事については、第2年度の出来高として、都の内示書に示されたものについて、3月末日までに完了させ、その実績報告等を局に提出し、補助金の交付を受ける。

また、設置者は、第3年度分の工事について、局に協議書（第3年度分の工事出来高に対する補助を受けるために提出する。）を提出し、局は、審査をした後、同協議書を国へ提出する。

なお、設置者は、建設用地に対する補助について、売買契約を締結した後、補助申請を行い、通常、年度内に補助金の交付を受けている。

## ウ 第3年度

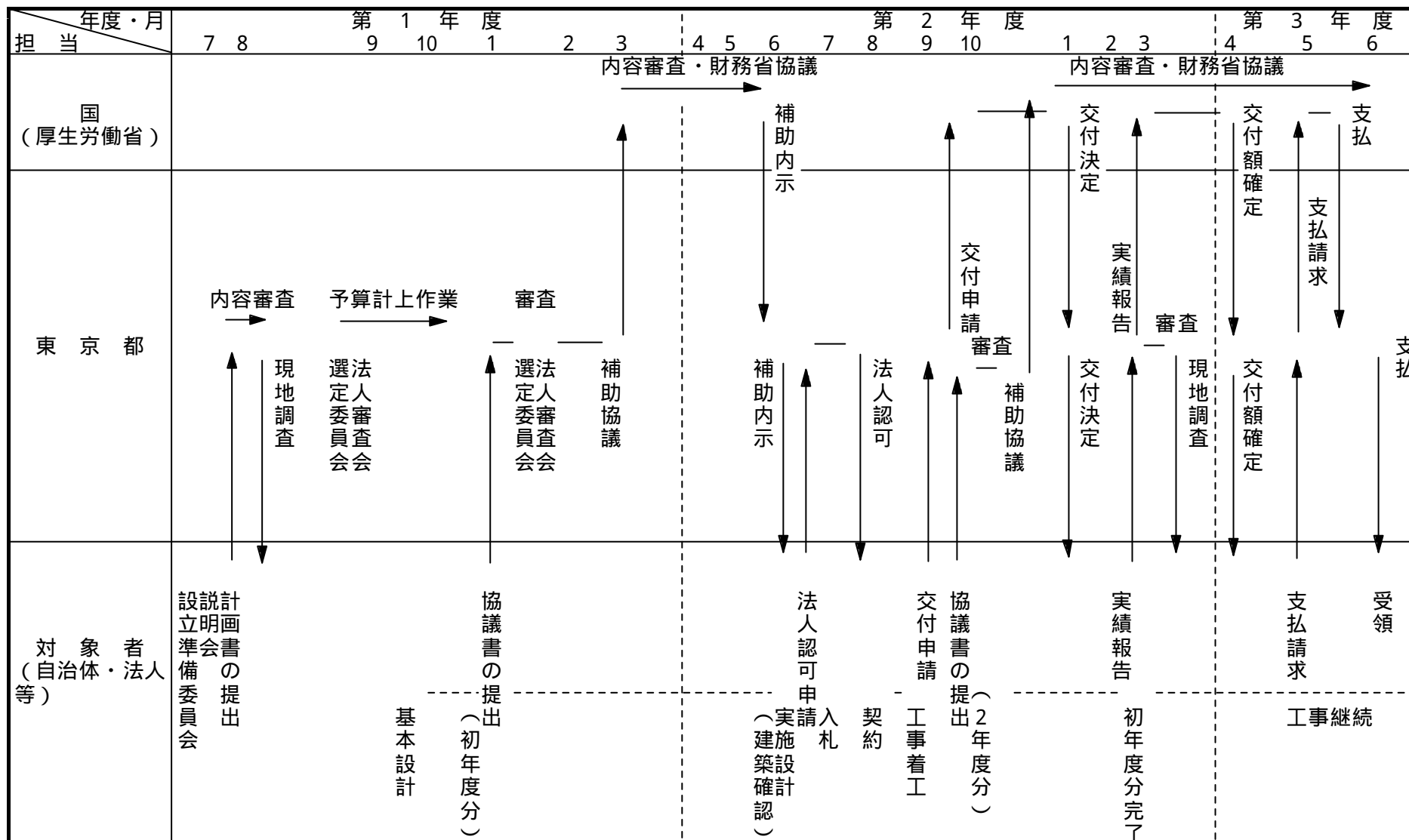


工事請負業者は、請負契約に定める工期までに工事を完了させ、建物が完成した時点で補助金額確定のための工事（しゅん工）検査を受ける。

工事検査後、設置者は、局に対し施設の開設のための認可申請を行うとともに、当年度の出来高に応じた実績報告書を提出し、補助金の交付申請を行い、交付を受ける。

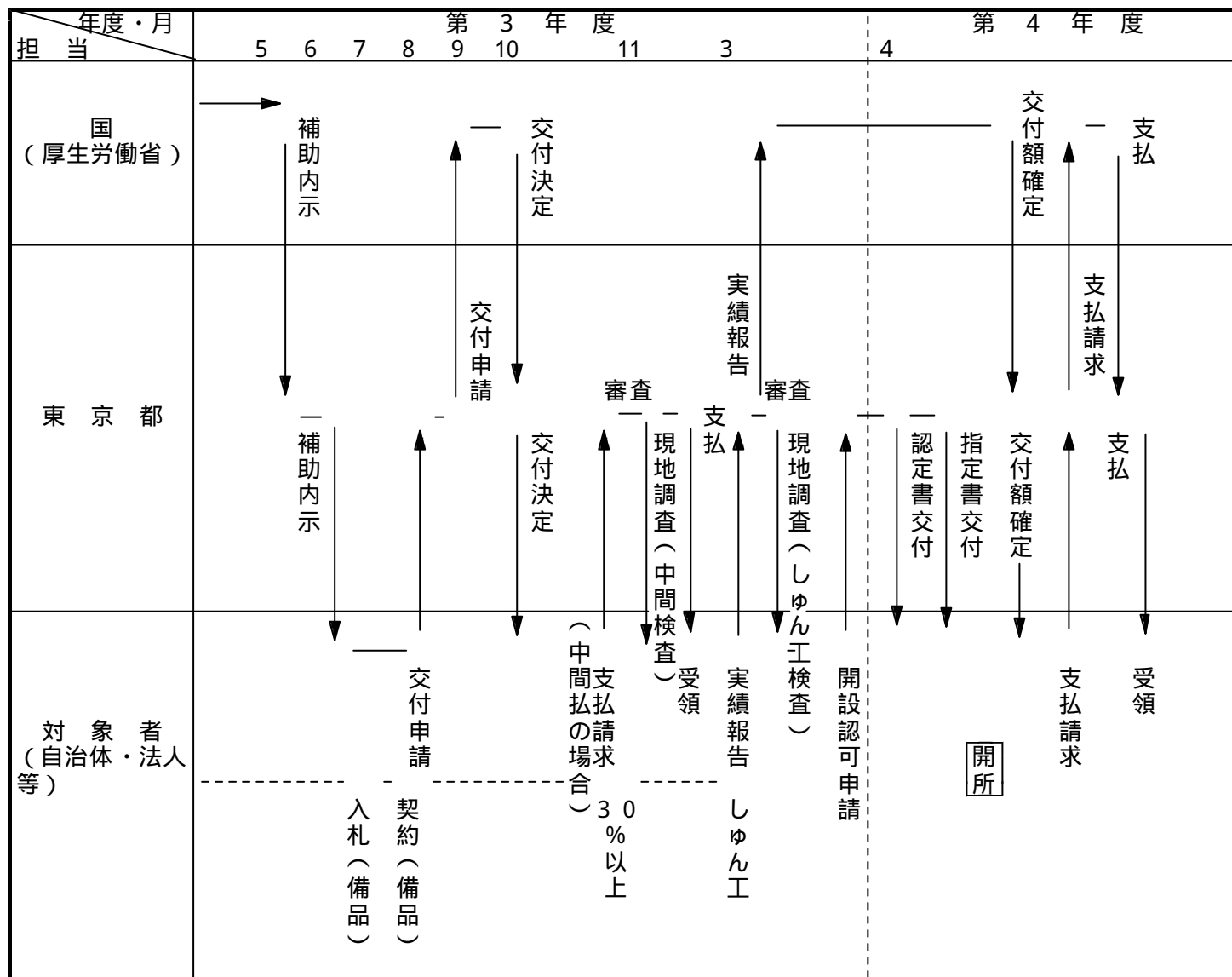
設置者は、局から特養ホームの開設に係る認定書（老人福祉法による。）及び指定書（介護保険法（平成9年法律第123号）による。）の交付を受け、施設の開設準備から第4年度目に当たる4月1日から施設を開設することとなる。

( 図 1 - 1 ) 特養ホーム建設費補助事務処理チャート

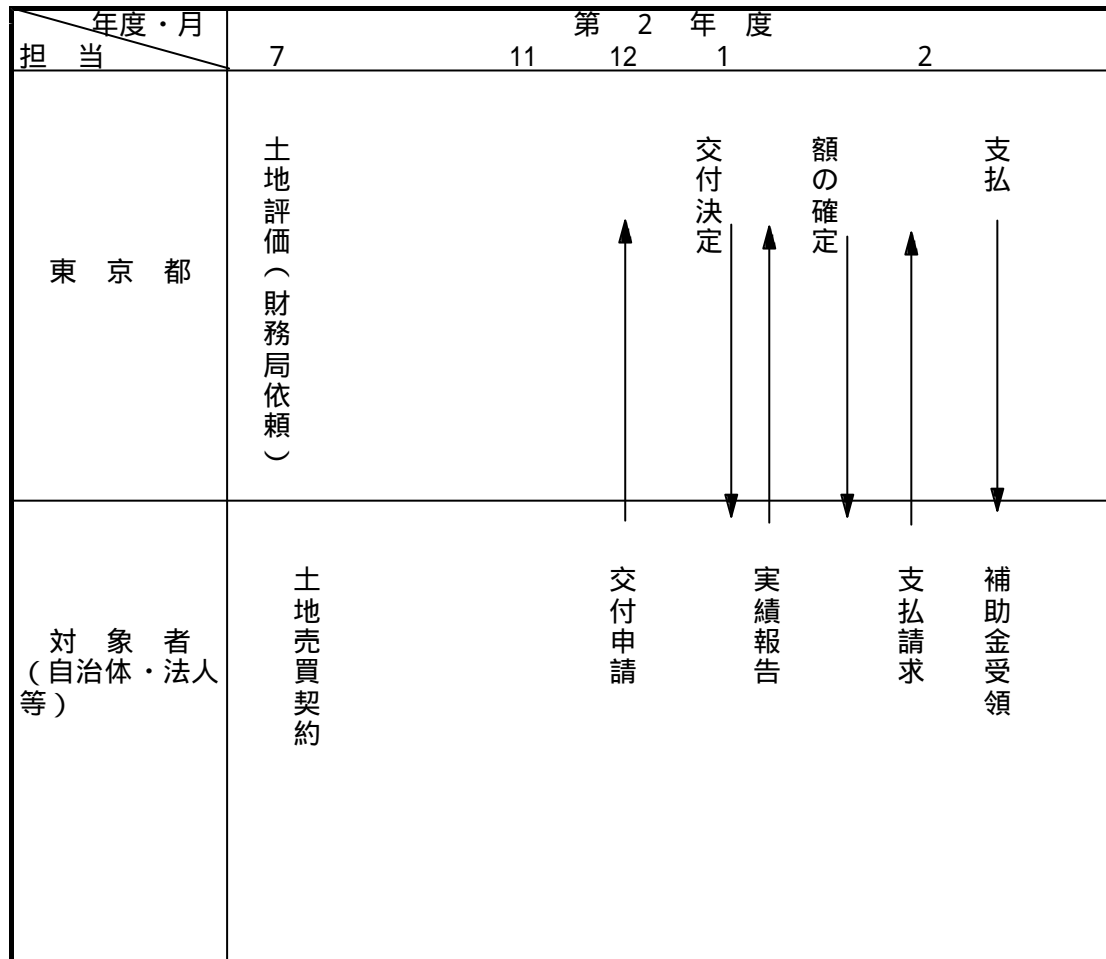


このチャートは、標準的手続を示すものである。

( 図 1 - 2 ) 特養ホーム建設費補助事務処理チャート



( 図 2 ) 用地費補助事務処理チャート



## 第2 監査の範囲及び監査期間

### 1 監査の範囲

平成11年度から平成13年度までに特養ホームを整備した社会福祉法人に対する補助金を対象として監査を実施した。

### 2 監査期間

平成14年6月3日から同年8月7日まで

### 3 監査対象局

福祉局

### 4 関係人調査

法第199条第8項に基づき、平成11年度から平成13年度までに特養ホームを整備した43法人を対象として、関係人調査を実施した。その法人名は、別表1のとおりである。

なお、43法人が整備した特養ホームの施設定員等の内訳及び法人認可年月日は、別表2のとおりであり、それに対する補助金交付状況は、別表3のとおりである。

## 第3 監査の結果

### 1 手続に関与する設計業者について

新設法人が、特養ホームを設置・運営しようとする場合、ほとんどの法人は、必要とされる事務手続に通じておらず、また、特養ホームの建設に必要な技術的能力も有していない。そのため、特養ホームの企画・基本計画の策定から、局に提出する協議書の作成、さらには実際の工事の監理までの特養ホーム設置に係るほとんど全ての過程について、設計業者の協力を受けており、設計業者と新設法人が密接な連携を取りながら手続を進めている状況が認められた。

このような状況に対する局の対応について見ると、設計業者の担当者名、選定基準などを報告させているが、設計業者の行っている業務のうち補助対象となるのは「設計管理」だけであり、「設計管理」以外の業務は法人と設計業者との間の問題であることなどとして、補助対象である「設計管理」以外の業務について、局は、設計業者については、特段の関与を行っていない。

補助金の申請・交付に係る手続の透明性を確保するため、局は、法人が留意すべき事項を明確にするとともに、設計業者の関与のあり方について検討する必要がある。

(注)「設計管理」は、老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱におい

て、「工事監理」とほぼ同様の意味で使用されている用語である。

## 2 協議書の審査について

局は、2回目に開催される選定委員会及び法人審査会において、各設置者より提出された協議書の内容を審査することとしている。

選定委員会は、法人審査会に付議する対象の事前審査を行うための委員会で、局内部の委員8名（平成14.3.31現在）で構成されている。選定委員会は、特別養護老人ホーム等整備基本指針（以下「基本指針」という。）を踏まえ、社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領（以下「審査要領」という。）及び特別養護老人ホーム等施設整備審査基準に基づいて、協議書について事前審査を行い、その結果を審査総括表としてまとめ、これを法人審査会に付議している。審査総括表は、法人審査会における審査の基礎資料となるもので、基本指針等に定められている14項目について、個々に適否を評価し、それらを総合して各設置者の適格性等をあらかじめ定められている判断基準に基づいて「A」から「D」までの4段階に評価したものである。

なお、選定委員会の事前審査の結果は、表1のとおりである。

法人審査会は、各設置者の審査を行うための委員会で、外部委員4名と局内部の委員7名（平成14.3.31現在）とで構成され、審査要領及び社会福祉施設の審査基準に基づいて、選定委員会で事前審査されたものについて、施設整備計画の内容等を専門的視点から分析等を行い、補助対象法人の適格性及び補助対象事業の妥当性について審査をしている。

法人審査会の審査は、審査総括表に基づいて行われるが、原則として、選定委員会で「A」と評価されたものを「適」とし、「D」と評価されたものは「否決」と評価することとしている。したがって、法人審査会で実質的な審査の対象となるのは、選定委員会で「B」又は「C」と評価されたものである。

なお、平成9年度から平成11年度までの審査結果は、表2のとおりとなっている。

以上のように選定委員会及び法人審査会の運営は行われている。局が、補助金に係る事務執行の適正化を図るため設置した「社会福祉法人に関する補助金等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が、平成14年6月28日に公表した「社会福祉法人に関する補助金等検討委員会」当面の取り組み」（以下「当面の取り組み」という。）においては、法人審査会について外部委員を中心とした構成に改め、

また、適宜開催することとするなどの見直しを行うこととしているところであるが、法人審査会等の運営について、「当面の取り組み」に示された項目のほかに、さらに次のとおり改善を必要とする事項が認められた。

- (1) 法人審査会の議事については議事録が作成されているが、選定委員会の議事については議事録が作成されていない。そのため、選定委員会において、判断基準にある「国庫補助協議中に適合できる見込みがあること」について見込みがあるとされた理由が明確でないなど、審査の対象となった法人を「A」から「D」までと評価した理由等が明らかでない状況にある。協議書の審査の適正性を確保するため、選定委員会についても議事録を作成する必要がある。
- (2) 法人審査会の平成11年度審査結果について見ると、判断基準に基づき、審査項目に適合しておらず、また、改善もほとんど見込めないとして「否決」と評価された5団体のうちの1団体について、付された条件が満たされたため、外部委員に持ち回りで説明した結果として「適」と評価したとされているが、その理由等が記録されていない。このような事案を持ち回りで判断することは法人審査会のチェック機能を十全に発揮させることを阻害するものであることから、持ち回りで判断すべきではなく、法人審査会を開催して審議し、その審議経過を議事録に記録する必要がある。

(表1) 選定委員会での審査結果

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度
審査団体数		27	21	17
審 査 結 果	A	2	1	0
	B	10	7	12
	C	10	6	1
	D	5	7	4

(表2) 審査委員会での審査結果

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度
審査団体数		27	21	17
審 査 結 果	適	17	14	12
	否 決	10	7	5

### 3 自己資金の確保について

新たに社会福祉法人を設立して特養ホームを設置・運営しようとする場合、設立者は、施設の開業までに要する経費である法人事務費、施設開業後、介護保険からの収入があるまでの施設の運営に要する経費である施設運転資金のほか、施設・設備整備及び用地買収に要する経費のうち補助金交付額と総事業費の差額に充当するための資金（以下「自己資金」という。）を準備しなければならないとされている。局は、金融機関の預金残高証明書などを提出させてこの自己資金が確実に準備されているかを確認しており、その確認方法については、偽造防止対策として、「過去3年間分を提出させる」（平成11年度補助対象分から）、「預金通帳等の原本を提示させる」（平成12年度補助対象分から）などの改善策を講じているところである。

ところで、現在の用地費補助の仕組みにおいては、自己資金を準備する責任を有する設立者又はその関係者が、その所有する土地を新たに設立される法人に売却する場合においても、第三者から買収する場合と同様に用地費補助が交付されることから、法人に交付された補助金を、別途に用意すべきものとされている自己資金に充当することが可能となっている。

このように、新設法人が当該法人の設立者等から用地を買収する場合について、取引に関する手続の適正さがより厳格に求められることを考慮することなく、第三者から土地を購入する場合と同様に補助金を交付することは、新設法人を通じた設立者等への援助であるなどの誤解を生じる恐れがある。局は、用地費補助に係る資金の流れを確実に把握するなどの措置を講じるとともに、この制度の趣旨を踏まえ、より一層厳格な運用をすべきである。

### 4 特養ホーム設置に係わる工事請負業者の選定等について

特養ホームの建設工事が、適正な価格で適切に行われるためには、競争性と公平性の確保された方法で、請負業者を選定する必要がある。そのため、局は、「施設整備費補助に係わる特別養護老人ホーム等工事請負契約手続基準」（以下「手続基準」という。）及び「施設整備に係わる契約マニュアル」（以下「契約マニュアル」という。）を定め、これらに基づいて工事請負契約を締結するよう各法人を指導している。

手続基準等によれば、契約は、10者以上の競争入札によることとするとともに「契約手続については、都の公共事業の扱いに準じて行うこと」として一般競争入



札又は希望制指名競争入札によることとしている。

関係人調査を行った43法人の契約手続の実情について見ると、競争性及び公平性を確保する上から、次のように検討を要する点が認められる。

- (1) 全ての法人の入札は10者以上の希望制指名競争入札で行われているが、これは、「契約マニュアル」において一般競争入札又は希望制指名競争入札によることとしている一方で、具体的事務手続について希望制指名競争入札についてのみ記述し、説明会においても説明をしていることなどによるものと考えられる。今後は、都における入札制度の改革なども考慮し、一般競争入札によることについても同様の取扱いをし、一般競争入札を行いやすくする必要がある。
- (2) 入札に際して、最低制限価格を約4割の者が設定し、その大半が予定価格の90%以上の額を最低制限価格としているが、最低制限価格以下の価格で応札し失格となっているケースも認められることから、都の公共工事に準じた基準で行うよう現在にもまして指導を徹底する必要がある。

## 5 工事請負契約の適正化について

「当面の取り組み」によれば、社会福祉法人が行う工事契約手続について、契約主体を法人格取得後の法人に限定し、そのことにより、より公正な施設整備費補助事務の手続を確保する、としている。

ところで、新設法人が行う特養ホーム建設工事について見ると、平成12年度以前においては、都の補助内示後、新設法人が法人格を取得する以前に、設立準備委員会代表者名により工事請負業者と契約を行うことが、一般に行われていた。これは、法人審査会において、法人認可までに改善すべきとの条件を付した場合（以下「条件整備」という。）に、条件整備が完了するまでの間、法人認可申請が受理されないことから、法人認可が遅延する場合があります、そのため、工事の遅延を防止する必要があったことなどによるものである。

局は、既に、平成13年度から、法人審査会において付した条件は、都の補助内示までに改善することと改め、契約主体の責任を明確化したところである。

今後、「当面の取り組み」の趣旨を十分踏まえた上で、事業の適正な執行を確保するために、都の補助内示を国の補助内示後速やかに行えるよう、新設法人の条件整備の早期達成について、指導を進めていく必要がある。

局は、補助金に係る事務執行の適正化を図るため、検討委員会を設置し、検討を進め、審査基準の公表、法人審査会の見直し、法人認可後の工事契約・着工の徹底及び施設整備中の新設法人に対する指導検査の実施の改善策を「当面の取り組み」としてとりまとめ、公表しているところである。

これらの改善策を確実に実行することが極めて重要であるとともに、今回の監査の結果として示した「手続に關与する設計業者について」、「協議書の審査について」など5項目の意見について、早急に事務の見直しを行い、チェック機能を強化し透明性・適正性等を確保することが必要である。

局が、これらの取り組みをとおして、局の事務事業に対する都民の信頼をより強固なものとすることを期待するものである。

(別表1) 関係人調査を行った法人

法人名	法人名
社会福祉法人 爛柯会	社会福祉法人 創生
社会福祉法人 春光福祉会	社会福祉法人 武尊会
社会福祉法人 白陽会	社会福祉法人 すこやか福祉会
社会福祉法人 真松之会	社会福祉法人 ウエルス東京
社会福祉法人 えのき会	社会福祉法人 親の家
社会福祉法人 信隆会	社会福祉法人 青梅福祉協会
社会福祉法人 東京福祉会	社会福祉法人 菅生会
社会福祉法人 足立邦栄会	社会福祉法人 聖母会
社会福祉法人 東翔会	社会福祉法人 シルヴァーウイング
社会福祉法人 清心福祉会	社会福祉法人 江東ことぶき会
社会福祉法人 八王子心成会	社会福祉法人 大三島育徳会
社会福祉法人 至誠学舎立川	社会福祉法人 浴風会
社会福祉法人 桜栄会	社会福祉法人 健修会
社会福祉法人 東京聖労院	社会福祉法人 三幸福社会
社会福祉法人 隆山会	社会福祉法人 江戸川豊生会
社会福祉法人 梅の樹会	社会福祉法人 白秋会
社会福祉法人 竹清会	社会福祉法人 七日会
社会福祉法人 正吉福祉会	社会福祉法人 心会
社会福祉法人 奉優会	社会福祉法人 三井記念病院
社会福祉法人 ケアネット	社会福祉法人 南山会
社会福祉法人 うらら	社会福祉法人 府中西和会
社会福祉法人 みその福祉会	

(別表2) 施設定員等の内訳及び法人認可年月日

(単位:人)

区分	団体名	施設定員等の内訳				法人認可 年月日
		特別養護 老人ホーム	ショート ステイ	デイサービス センター	在宅介護 支援センター	
平成11年度完成施設	社会福祉法人 爛柯会	100	20	55	○	平成11.3.16
	社会福祉法人 春光福祉会	60	6	15	○	平成11.3.30
	社会福祉法人 白陽会	80	10	25	○	平成11.3.8
	社会福祉法人 真松之会	60	12	10		平成11.3.16
	社会福祉法人 えのき会	60	12	10		平成11.3.18
	社会福祉法人 信隆会	70	21	25	○	平成11.3.23
	社会福祉法人 東京福祉会	55	13	30	○	昭和27.5.10
	社会福祉法人 足立邦栄会	60	12	25		平成11.1.21
	社会福祉法人 東翔会	50	10			平成11.3.30
	社会福祉法人 清心福祉会	100	20	25	○	昭和53.1.10
	社会福祉法人 八王子心成会	100	10	15		平成11.3.26
	社会福祉法人 至誠学舎立川	70	20	25	○	昭和27.5.20
	社会福祉法人 桜栄会	60	8	25	○	昭和56.3.20
	社会福祉法人 東京聖労院	80	20	30	○	昭和27.5.8
	平成12年度完成施設	社会福祉法人 隆山会	100	20	30	
社会福祉法人 梅の樹会		70	20	35	○	平成11.3.29
社会福祉法人 竹清会		50	20	15	○	平成11.3.12
社会福祉法人 正吉福祉会		54	6	30	○	昭和60.3.26
社会福祉法人 奉優会		60	12	10		平成11.11.15
社会福祉法人 ケアネット		30		35		平成12.2.18
社会福祉法人 うらら		50	10	25	○	平成12.1.12
社会福祉法人 みその福祉会		70	14	25	○	平成12.3.8
社会福祉法人 創生		80	16	30	○	平成11.11.9
社会福祉法人 武尊会		130	26	25		昭和48.11.20
社会福祉法人 すこやか福祉会	80	16	15		平成10.2.27	
社会福祉法人 ウエルス東京	50	6	23		平成12.3.3	
社会福祉法人 親の家	40	8	35		平成11.11.17	
社会福祉法人 青梅福祉協会	100	5			昭和57.3.2	
社会福祉法人 菅生会	100	5			平成12.2.18	

(単位：人)

区分	団体名	施設定員等の内訳				法人認可 年月日
		特別養護 老人ホーム	ショート ステイ	デイサービス センター	在宅介護 支援センター	
平成 13 年 度 完 成 施 設	社会福祉法人 聖母会	80	20	10	○	昭和27. 5.24
	社会福祉法人 シルヴァーリング	40	6	25		平成13. 1.17
	社会福祉法人 江東ことぶき会	100	20	50	○	平成 8. 2.29
	社会福祉法人 大三島育徳会	90	18	8		平成12.11.28
	社会福祉法人 浴風会	207	15	16		昭和27. 5.17
	社会福祉法人 健修会	100	21	35	○	平成 9. 3.25
	社会福祉法人 三幸福社会	60	12	15		平成13. 1.26
	社会福祉法人 江戸川豊生会	100	14	25	○	平成 9. 8. 6
	社会福祉法人 白秋会	72	8	15	○	平成13. 2. 9
	社会福祉法人 七日会	110	10	8		平成 8. 2.29
	社会福祉法人 心会	100	21	34	○	平成12.12.27
	社会福祉法人 三井記念病院	150	30	25	○	昭和27. 5. 8
	社会福祉法人 南山会	60	10	30	○	平成12.11.14
社会福祉法人 府中西和会	50	20	21	○	平成13. 3.26	

(注1) 法人認可年月日欄の網掛けは、新設法人である。

(注2) 在宅介護支援センター欄の○印は、併設していることを意味している。

## (別表3) 補助金交付状況

(単位：千円)

区分	法人名	用地費補助金額	建物に対する補助金額		補助金額計
			施設整備費補助	設備整備費補助	
平成11年度完成施設	社会福祉法人 爛柯会	750,000	1,235,301	38,754	2,024,055
	社会福祉法人 春光福祉会	501,598	758,828	24,802	1,285,228
	社会福祉法人 白陽会	740,893	871,764	38,147	1,650,804
	社会福祉法人 真松之会	436,366	727,400	18,122	1,181,888
	社会福祉法人 えのき会	750,000	644,476	24,241	1,418,717
	社会福祉法人 信隆会	748,049	912,416	32,058	1,692,523
	社会福祉法人 東京福祉会	706,011	738,479	25,080	1,469,570
	社会福祉法人 足立邦栄会	244,743	692,705	28,449	965,897
	社会福祉法人 東翔会	316,393	419,243	12,117	747,753
	社会福祉法人 清心福祉会	300,497	1,163,084	37,254	1,500,835
	社会福祉法人 八王子心成会	615,226	1,120,216	32,285	1,767,727
	社会福祉法人 至誠学舎立川	611,117	1,046,349	33,164	1,690,630
	社会福祉法人 桜栄会	569,476	765,087	27,988	1,362,551
	社会福祉法人 東京聖労院	614,250	1,064,207	35,034	1,713,491
	社会福祉法人 隆山会	653,006	1,257,854	37,263	1,948,123
	社会福祉法人 梅の樹会	599,713	904,865	33,025	1,537,603
社会福祉法人 竹清会	285,744	662,062	31,288	979,094	
平成12年度完成施設	社会福祉法人 奉優会	437,429	608,563	18,663	1,064,655
	社会福祉法人 ケアネット	205,764	367,937	18,082	591,783
	社会福祉法人 うらら	474,894	698,881	26,613	1,200,388
	社会福祉法人 みその福祉会	750,000	846,892	30,655	1,627,547
	社会福祉法人 創生	414,327	744,144	32,203	1,190,674
	社会福祉法人 武尊会	724,277	1,437,196	42,768	2,204,241
	社会福祉法人 すこやか福祉会	596,250	732,394	28,209	1,356,853
	社会福祉法人 ウェルス東京	351,033	689,175	26,553	1,066,761
	社会福祉法人 親の家	400,985	461,069	18,507	880,561
施設	社会福祉法人 青梅福祉協会	131,268	923,623	21,678	1,076,569
	社会福祉法人 菅生会	319,236	899,063	21,481	1,239,780

(単位：千円)

区分	法人名	用地費補助金額	建物に対する補助金額		補助金額計
			施設整備費補助	設備整備費補助	
平成13年度完成施設	社会福祉法人 聖母会	0	1,245,485	33,612	1,279,097
	社会福祉法人 シルヴァーライン	224,249	450,269	20,465	694,983
	社会福祉法人 江東ことぶき会	0	1,263,782	52,244	1,316,026
	社会福祉法人 大三島育徳会	749,013	929,042	28,431	1,706,486
	社会福祉法人 浴風会	0	2,266,675	45,516	2,312,191
	社会福祉法人 健修会	467,279	1,121,342	44,700	1,633,321
	社会福祉法人 三幸福社会	116,999	649,467	25,963	792,429
	社会福祉法人 江戸川豊生会	688,983	945,129	35,731	1,669,843
	社会福祉法人 白秋会	407,149	746,704	25,290	1,179,143
	社会福祉法人 七日会	533,449	1,002,708	32,100	1,568,257
	社会福祉法人 心会	750,000	1,153,437	40,764	1,944,201
	社会福祉法人 正吉福祉会	588,062	623,430	27,005	1,238,497
	社会福祉法人 三井記念病院	0	1,695,760	51,513	1,747,273
社会福祉法人 南山会	410,891	688,103	18,911	1,117,905	
社会福祉法人 府中西和会	387,405	726,896	30,568	1,144,869	
合 計					59,780,822